

答申第4号

平成26年1月24日

行田市教育委員会教育長 中村 猛 様

行田市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 町田 知啓

答 申 書

平成25年7月3日付け行教学第619号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

## 第1 審査会の結論

行田市教育委員会が、「平成〇〇年度〇〇〇〇の勤務状況に関する意見書、校長総合所見・教育長所見・教育長総合所見、推薦しない理由を述べた添付書類すべて及びその根拠となったファイル」（別表1に掲げる文書）を一部不開示とした部分のうち、別表2に掲げる部分については開示すべきであるが、その他の部分については不開示が妥当である。

## 第2 異議申し立てに係る経緯等

省略

## 第3 本件申立ての趣旨

省略

## 第4 申立人の主張要旨

省略

## 第5 実施機関の説明要旨

省略

## 第 6 当審査会の判断

### 1 基本的な考え方

保護条例の基本的理念は、市が保有する自己に関する個人情報（以下「自己情報」という。）の開示、訂正等を求める個人の権利を保障するとともに、個人情報の適正な取り扱いを確保することにより、個人の基本的人権の擁護を図るものである。

このように、原則として、自己情報は開示することとされているが、開示することにより、事務の目的が失われたり、行政の公正かつ適正な事務執行に支障が生ずるおそれがある場合もあることから、これを必要最小限度、例外的に不開示とすることは、そもそも個人情報保護制度それ自体に内在する制約であるといえる。

このため、保護条例の制定に際しては、制度の趣旨、自己情報の開示・不開示に係る公益性、有用性等を総合衡量した結果、開示が原則であっても、例外的に不開示とせざるを得ない自己情報については、これを保護条例第 14 条において適用除外事項として具体的に類型化して規定したものであると考えられる。

### 2 具体的な判断及びその理由

本件に係る行政文書は、別表 1 のとおりであると認められる。実施機関は、これらについて、本件不開示情報が保護条例第 14 条第 2 号及び第 6 号のエに該当すると説明するので、これについて各々検討、判断する。

また、申立人から主張があった保護条例第 15 条の該当についても検討、判断するものとする。

#### (1) 保護条例第 14 条第 2 号及び第 6 号のエの該当性について

保護条例第 14 条は、開示しないことができる個人情報を定めたもので、同条第 2 号は、評価、診断等に関するものの取り

扱いについて定めたものである。この条文中に「開示しないことが正当であると認められるもの」とあり、その解釈として、『行田市情報公開条例・行田市個人情報保護条例の解釈と運用』（以下、『解釈と運用』という）によれば、①本人の人格形成・自立助長への悪影響を及ぼす場合、②今後の指導が困難又は指導的効果が期待できなくなる場合、③事務の適正な執行に著しい支障が生じるおそれがある場合等が例示的に挙げられている。したがって、不開示情報とされている評価とは、一般的な用語としてそれが意味するもの全てを指すものではなく、開示することにより上記①から③等の事由により支障が生じる蓋然性が高いものに限定して解釈することが、保護条例の基本理念及び趣旨に照らし妥当であると考えられる。

また、保護条例第14条第6号は、開示することにより事務事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるものの取り扱いについて定めたもので、同号エは、その例示として「人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があるものを挙げている。その解釈として、『解釈と運用』によれば、開示することにより、市と職員相互の信頼関係を損なうおそれ等のあるものを意味するとしている。したがって、不開示とされるべき人事管理事務に関する情報とは、人事管理事務に関する個人情報全てを指すものではなく、人事管理事務の公正性・円滑性が具体的に害される蓋然性が高いものに限定して解釈することが、上記第2号の場合と同様、保護条例の基本理念及び趣旨に照らし妥当であると考えられる。

このような観点から不開示とした部分についての不開示理由の妥当性について以下、検討する。

実施機関は、保護条例第14条第2号及び第6号のエの該当理由の説明として、①開示により評価に対して本人が不信感や恨みを持つ可能性があること、②開示が前提となると校長等が率直な意見を記載できなくなり適正な評価ができなくなること

等を挙げている。これらの点については、名古屋地裁平成5年9月13日判決及び大阪地裁平成17年3月15日判決等の判例においても指摘された通り、開示することにより人事行政の目的の達成が損なわれるものであり、延いては人事の公正性の確保が困難になる蓋然性が高いことから、これらを不開示の理由とすることは相当な合理性を有するものといえる。また、そもそも実施機関は、開示されることを予定せずに本件資料を作成していたこと等を鑑みれば、如上の本件不開示理由は、尚、一層の説得力を有するものであるから妥当であると考えられる。

もっとも、本件不開示部分には、評価の部分及び評価内容を容易に推測し得る事実のみならず、単なる事実の部分も含まれている。これらについては、上記の不開示理由に示された諸々の支障を生じさせる蓋然性が高いとは到底、是認し得ないことであるから、これを不開示とすることは、保護条例第1条中「市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める個人の権利を保障する」との規定を明らかに逸脱しているものといわざるを得ない。したがって、単なる事実の部分については、これを開示することが妥当と判断すべきである。

## (2) 保護条例第15条第2項の該当性について

省略

## 3 結論

以上の理由から、本件処分については、上述の「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

## 第7 審査経過等

|       |     |     |                |
|-------|-----|-----|----------------|
| 平成25年 | 7月  | 3日  | 実施機関より諮問       |
|       | 8月  | 19日 | 審査会開催 実施機関より聴取 |
|       | 9月  | 27日 | 審査会開催 実施機関より聴取 |
|       | 11月 | 6日  | 審査会開催 実施機関より聴取 |
|       | 12月 | 18日 | 審査会開催          |

平成 26 年 1 月 24 日 審査会開催

行田市情報公開・個人情報保護審査会

|       |         |           |
|-------|---------|-----------|
| 会 長   | 町 田 知 啓 | 弁 護 士     |
| 副 会 長 | 青 柳 卓 弥 | 大 学 教 授   |
| 委 員   | 加 藤 道 子 | 弁 護 士     |
| 委 員   | 岩 切 大 地 | 大 学 准 教 授 |
| 委 員   | 島 村 和 男 | 元 県 職 員   |

別表 1

省 略

別表 2

省 略